

IV. 監査をめぐる環境変化への対応

IV. 監査をめぐる環境変化への対応

1. 中小規模監査事務所をめぐる動向

(1) 中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境変化

近年、上場国内会社の監査において、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所に会計監査人を変更する傾向が続いており、特に、中小規模監査事務所については、新規上場国内会社の会計監査人を務める件数が増加傾向にあるなど、資本市場において期待される役割が高まっている。

こうした中、令和3年11月に、監査品質の維持・向上の必要性から、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入を求めるよう品質管理基準が改訂され、大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月以降に開始する事業年度の監査から適用が開始されたほか、独立性関連の規制強化等を目的に、令和4年7月に改正された協会の倫理規則は、令和6年7月、業務チームの定義及びグループ監査業務に関する規定等を対象に改正されている。

これらは、中小規模監査事務所の業務運営に大きな影響を与えており、上場国内会社に監査業務を提供するための体制整備に加え、新たな品質管理システムの整備・運用、報酬（監査報酬・非監査報酬・報酬依存度）についての独立性規定や非保証業務の同時提供に関する独立性規定が強化されたことへの対応等が求められている。

また、上場国内会社に関する監査の担い手の裾野の拡大など、会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、令和4年5月に法改正がなされ、協会が自主規制で行っていた上場会社監査事務所登録制度に代わり、法律に基づく上場会社等監査人登録制度が導入された。上場国内会社の監査を行う監査事務所等の登録は、これまで協会内で品質管理レビュー制度を所掌する品質管理委員会で行われていたが、令和5年4月1日以降は、協会内に新たに設置された会員3名と非会員4名の合計7名から構成される「上場会社等監査人登録審査会」において行われており、登録の審査、登録の取消しの判断に更なる透明性・客観性が付与されている。また、登録上場会社等監査人に対しては、改正公認会計士法施行規則（以下「改正施行規則」という。）において、情報開示のための体制や令和5年3月に改訂された監査法人のガバナンス・コードに沿って業務を実施する体制の整備が求められ、令和6年7月1日（大規模監査法人にあっては令和5年7月1日）以降最初に開始する被監査会社等の会計期間の開始の日から適用されている。

(2) 日本公認会計士協会による中小規模監査事務所への対応

① 上場会社等監査人登録制度の運用状況

上場会社等監査人登録制度は、i 上場会社等の監査を行う監査事務所を法律上の名簿（以下「上場会社等監査人名簿」という。）に登録し、ii 登録を受けた監査事務所（以下「登録上場会社等監査人」という。）に対して“高い規律付け”を求め、iii 登録上場会社

等監査人が、上場会社等の監査を行う監査事務所として“高い規律付け”を果たしているかどうかを協会が確認（以下「適格性の確認」という。）し、iv 必要に応じて、登録上場会社等監査人の登録の取消しなどを行うことで、会計監査の信頼性確保に寄与することを目的とした制度である。

協会は、上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする監査事務所（以下「登録希望事務所」という。）からの申請を受け、「登録の審査のためのレビュー」を行い、品質管理システムの整備の状況を確認する。また、登録希望事務所又は登録上場会社等監査人が、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制を備えているかどうかについて、適格性の確認を行い、上場会社等監査人登録審査会は、これらの確認結果に基づき、登録の可否や登録の取消しを決定する。

協会は、適格性の確認を行うに当たっては、登録の審査のためのレビューを含む品質管理レビュー制度を利用することとし、令和 5 年 6 月に「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」を公表して、レビューチームが、適格性を判断するに当たっての着眼点及び判断基準を示す一方、上場会社等の監査を行う監査事務所が当該ガイドラインに記載された状況に該当していないかどうか、自ら評価（セルフアセスメント）を行い、不備が確認された場合には、自主的な改善策を講じることを求めている。当該ガイドラインは、改訂品管基準の適用等や上場会社等監査人登録審査会での議論を踏まえ、令和 6 年 8 月に改正され、項目立ての整理や、着眼点及び判断基準の追加が行われた。

改正された法の施行日時点で上場会社等の監査を行っていた監査事務所は、経過措置により、令和 6 年 9 月 30 日まで監査証明業務をそのまま行うことができる「みなし登録上場会社等監査人」とされた。協会は、同年 10 月 1 日以降にみなし登録上場会社等監査人に該当している監査事務所は、「今後、上場会社等監査人登録審査会において登録可否の審査が実施される事務所」又は「上場会社等監査人登録審査会により登録の拒否が決定された事務所のうち、上場会社等の監査を実施している事務所」になるとしている。また、みなし登録上場会社等監査人に該当する登録希望事務所には、原則として、登録の審査のためのレビューによらず、書面（調査票）に基づき、適格性の確認が実施されている。

上場会社等監査人登録審査会は、令和 5 年 4 月から令和 7 年 6 月までに合計 33 回開催されている。その間、126 監査事務所（新規に登録申請を行った、みなし登録上場会社等監査人以外の 6 監査事務所を含む。）が上場会社等監査人名簿に登録され、同年 6 月末時点でのみなし登録上場会社等監査人は、8 監査事務所である。

② 中小規模監査事務所の情報開示の充実

登録上場会社等監査人は、改正施行規則により、業務の品質の管理の状況等を適切に評価し、かつ、当該評価結果及びその理由等を公表する体制の整備（第 93 条）、経営管理の状況等を公表する体制の整備（第 95 条）、監査法人のガバナンス・コードに沿って業務を実施するための体制及び監査法人のガバナンス・コードの適用状況を公表するための体制の整備（第 96 条）が求められている。改正施行規則第 93 条に基づく公表は、改正施

行規則が掲げる事項を記載した説明書類を公衆の縦覧に供することによって行われるが、改正施行規則第 95 条及び第 96 条に基づく公表に関しては、記載を行うべき対象及び公表媒体について具体的な指定はされていない。これは、登録上場会社等監査人に対して、一律の項目の開示を求めることは適切でなく、自らが重要と考える開示項目を主体的に判断し、創意工夫によって充実した情報開示を行うことが期待されているためである。

協会は、上場会社等の監査を行う中小規模監査事務所に対し、改正施行規則第 95 条及び第 96 条への対応として、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」（以下「年次報告書」という。）の作成・公表を求めることとし、その作成の参考資料として、令和 5 年 9 月、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書作成のためのガイダンス」を提示して、中小規模監査事務所の監査品質の維持・向上に関する自律的・自発的な対応を促すとともに、その記載内容が充実したものとなるように、その記載の考え方を示している。

また、協会は、上場会社等の監査を行う中小規模監査事務所に対し、改正施行規則第 95 条及び第 96 条の適用開始日の前日までに、年次報告書作成のドライラン（予行演習）を実施し、その成果物として、年次報告書（ドライラン版）の提出を求めている。

なお、改正施行規則第 95 条及び第 96 条の適用開始日は、令和 6 年 7 月 1 日以降最初に開始する被監査会社等の会計期間の開始の日とされ、適用開始日以降、最初に末日が到来する中小規模監査事務所の会計年度を報告対象期間としており、報告対象期間の末日から 6 か月以内に最初の年次報告書を公表することとなる。（例えば、6 月決算の監査法人で、令和 6 年 7 月 1 日以降最初に会計期間が開始する被監査会社等が 3 月決算である場合、被監査会社等の会計期間の開始の日は令和 7 年 4 月 1 日となり、監査法人は令和 7 年 6 月期を報告対象期間として、令和 7 年 12 月末までに年次報告書を公表することになる。）

協会は、提出された年次報告書（ドライラン版）について、気付き事項を会員に周知し、令和 7 年 4 月には年次報告書による情報開示についての研修会を開催して、情報開示の相談窓口寄せられた質問と回答、気付き事項の分析状況、年次報告書（正式版）における AQI についての分析状況を報告するなどしている。

③ 中小規模監査事務所の基盤強化に向けた支援

協会は、上場会社等の監査を行う中小規模監査事務所に対し、情報開示の充実を支援する取組のほか、経営基盤強化を支援する取組も実施している。具体的には、六つの経営基盤（品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT 基盤、財務基盤及び国際対応基盤）を明示して、協会の中小事務所等施策調査会及び中小監査事務所連絡協議会が主体となり、様々な施策を実施してきた。

なお、協会は、中小規模監査事務所に対する中期的な支援策として、主に、以下の施策を実施し、又は実施予定としている。

➤ 改訂品質管理基準対応ガイダンスの公表等

- ・ 品基報第 1 号実務ガイダンス第 3 号「監査事務所及び監査業務における品質管

理並びに監査業務に係る審査に関する Q&A」の公表

- ・ 品基報第 1 号実務ガイダンス第 4 号「監査事務所における品質管理に関するツール」の改正
- ・ 中小事務所等施策調査会研究報告第 8 号「監査の品質管理規程等の作成に関する手引」の公表

- 改正倫理規則対応のための研修会
- 資本市場関係者との意見交換会
- 中小規模監査事務所の人材採用・育成支援
 - ・ 協会の会員向けホームページに「公認会計士求人情報」サイトを開設
 - ・ 公認会計士試験合格者を対象とした「中小監査事務所 就職ガイドブック」の発行
- 海外事務所名簿の整備
- 中小規模監査事務所向けの相談機能の充実
 - ・ 監査品質向上のための対話型研修会の開催
中小規模監査事務所の育成やサポート、個別相談機能の強化のため、品質管理レビューの元レビューアーが講師となり、少数の事務所の参加による Q&A、ディスカッションを行う形式で意見交換、情報共有を実施
 - ・ 審査会が公表する検査結果事例集に関する研修会の開催
- 中小規模監査事務所のデジタル化支援
 - 中小規模監査事務所の IT 担当者の会議体である「中小監査事務所 IT コミュニティ」の活動を中心に、以下の施策を実施
 - ・ 中小規模監査事務所の IT インフラの整備状況や IT を利用した監査手法の利用実態を把握
 - ・ サイバーセキュリティ対策を含めた IT インフラの整備、IT を活用した監査ツール開発に関する支援を実施
 - ・ 具体的なデジタル化支援策として、共同 IT インフラ環境の整備（電子監査調書システムを利用できるプラットフォームの構築支援）
 - ・ IT 利活用のための研修会の実施
 - ・ 定期的な IT コミュニティ会議の開催
- 中小規模監査事務所との定期的な意見交換会の開催
 - ・ 中小規模監査事務所代表者による意見交換会

④ 協会が関与する監査業界内の支援状況

大手監査法人の共同出資により設立された「会計監査確認センター合同会社」は、監査業務における残高確認手続の標準化・効率化、残高確認処理の迅速化、高度なセキュリティの担保に取り組んだ残高確認手続のプラットフォームを提供している。従来は、紙媒体の確

認状による発送・回答・回収といった作業が必要だったが、当該プラットフォームを利用することにより、電子確認状の発送や Web 上での回答が可能となった。電子確認状の対象は、債権債務残高、銀行等取引残高、証券取引残高等であり、令和 6 年 11 月 1 日時点において、大手監査法人及び準大手監査法人のほか、94 の中小規模監査事務所が利用しているものの、中小監査法人では 50 法人程度の利用にとどまっている。

協会は、令和 6 年 10 月、会計監査確認センター合同会社が設置した「残高確認電子化の拡大に向けた監査法人協議会」に参画することで、監査業界全体での残高確認手続の電子化推進に向けた議論や課題となる事項の検討を進めている。前述のとおり、中小監査法人の利用が限定的な状況にあることから、協議会では、中小監査法人の電子化に向けたシステム整備などを議論し、利用拡大を図るとしている。

準大手監査法人 1 法人と中小監査法人 2 法人、事業会社 1 社の共同出資により設立された「合同会社監査 D&I コンソーシアム」は、中小監査法人に対し、電子監査調書システムの導入をはじめとしたデジタル化及びデジタルトランスフォーメーション推進に寄与するプラットフォームサービスの提供を目的としている。具体的には、中小監査法人を対象に、電子監査調書を安全な環境の下で利用できるクラウド型 IT プラットフォームの構築支援を行っている。

合同会社監査 D&I コンソーシアムは、協会の助言・協力を受けて設立されており、協会は、設立後においても、情報提供や意見交換等を通じたサポートを実施することで、中小監査法人の共同 IT インフラ環境の整備を支援している。

上記のほか、協会の関与は認められないものの、準大手監査法人 3 法人と中小監査法人 2 法人が社員となり、令和 6 年 4 月に設立された「一般社団法人監査支援機構」は、中小監査法人の監査品質の向上を実現することを目的とし、監査法人のガバナンス・コード等で中小監査法人に求められる対応への支援を行っている。具体的には、上場会社の監査を行う中小監査法人を会員にして、独立第三者として会員に助言するサービス、会員からの専門的な見解の問合せへの対応を会計や監査等の専門家が行うサービス、及び外部検査での重要な指摘事項等に対する改善対応をサポートするサービスを提供しており、今後は、会計、監査、倫理等に係る研修のサポート等を提供する予定であるとしている。

(3) 審査会による対応

改訂品管基準には、「四 改訂品質管理基準の実施に当たっての留意事項」として、特に中小規模監査事務所に対し、中長期的な観点から必要な支援が行われることが重要であると共に、行政当局が監査事務所や協会の取組を支援しつつ、審査会の検査等を通じて、監査事務所による主体的な品質管理の定着に努めるべき旨が記載されている。

審査会は、中小監査事務所を支援する取組として、「一般財団法人会計教育研修機構」が開催した「監査法人等の組織力・現場力強化に向けた講座」の中で、中小規模監査事務所の経営層を対象に、審査会が期待する組織運営のあり方等について講義を実施したほか、監査事務所検査結果事例集の公表、協会の各地域会等における研修会での監査事務所検査結果

事例集等をテーマにした講演等を行っている。また、審査会は、第8期モニタリング基本方針に基づき、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用に努めることとしている。

2. 会計監査に関する最近の動向

(1) 国際的な監査基準や保証基準、倫理基準の動向

国際倫理・監査財団（IFEA）¹内に設置されている国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）にて、国際的な監査基準や保証基準、倫理基準の開発が行われている。

IAASB が設定する国際監査基準（ISA）の近時の主な動向としては、改訂「財務諸表監査における不正」（ISA240）について、令和7年3月、IAASBのボード会議で基準の最終化が承認され、令和8年12月15日以降開始する事業年度の財務諸表監査から適用される予定となっている。改訂ISA240は、財務諸表監査における不正に対する監査人の役割と責任を明確化しており、監査人に対し、経営者及びガバナンスに責任を有する者と不正に関してコミュニケーションを行い、その中で当年度の財務諸表監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項とすることなどを求めている。また、事業の継続性の検討期間を財務諸表の承認日から12か月間とする、改訂「継続企業」（ISA570）についても、令和6年12月、IAASBのボード会議で基準の最終化が承認され、令和7年4月に公表された改訂ISA570においては、令和8年12月15日以降開始する事業年度の財務諸表監査から適用するとされている。また、IAASBは、令和5年11月に公表した改訂「監査証拠」（ISA500）の公開草案に対するパブリックコメント等を踏まえ、①職業的専門家の判断、職業的懐疑心の保持、②実務と監査人の行動の一貫性、及び③監査人が監査証拠を入手し、その十分性・適切性を評価する上でのテクノロジーの利用の各事項への対応を目的に、「評価したリスクに対応する監査人の手続」（ISA330）及び「分析的実証手続」（ISA520）との同時改訂を検討するプロジェクトを進めており、令和7年12月に公開草案を公表する予定としている。

IAASB が策定する国際的な保証基準の近時の主な動向としては、国際サステナビリティ保証基準5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」（ISSA5000）について、令和5年8月に公開草案を公表し、令和6年9月、IAASBのボード会議で基準の最終化が承認され、同年11月、正式に公表された。ISSA5000は、様々なサステナビリティ情報に対する全ての保証業務と、公認会計士及びそれ以外を含めた全ての保証業務実施者に適用され、限定的保証及び合理的保証の双方を対象としており、令和8年12月15日以降開始する期間に対するサステナビリティ情報、又は令和8年12月15日以降の特定の日時点におけるサステナビリティ情報に関する保証業務から適用するとしている。

¹ 基準設定主体は職業会計士団体から独立しているべきとの趣旨から、国際会計士連盟（IFAC）に替わって、IAASB及びIESBAを傘下に置くために令和4年に創設された組織。IAASB及びIESBAのIFEAへの移管は、令和5年1月に実施

IESBA が策定する IESBA 倫理規程の近時の主な動向としては、令和 6 年 12 月に IESBA のボード会議でその改訂が承認されたことを受け、令和 7 年 1 月に IESBA は、「サステナビリティ保証業務に関する国際倫理基準（国際独立性基準を含む。）及びサステナビリティ保証業務・報告に関するその他の IESBA 倫理規程の改訂」及び「外部の専門家の作業の利用に関する IESBA 倫理規程の改訂」を公表した。前者は、一定の基準を満たすサステナビリティ保証業務について、職業会計士以外の者も含む業務実施者を対象として独立性及び倫理を規定するパート（パート 5）を新たに設けるなどしており、後者は、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者の能力以外の専門知識を有する者の作業を利用する場合に、専門知識を有する者の適性（Competence）、能力（Capability）、客観性（Objectivity）を評価するための指針等を示している。IESBA 倫理規程のうち保証業務に関する倫理規程の改訂は、令和 8 年 12 月 15 日以降に開始する事業年度（報告業務に関する倫理規程に関する改訂の適用日も同じ。）、又は、同日以降の特定の日におけるサステナビリティ情報に関する保証業務に適用され、上記パート 5 は、令和 10 年 7 月 1 日以降に開始する事業年度、又は、同日以降の特定の日におけるサステナビリティ情報に関する保証業務から適用するとしている。

（2）協会による倫理規則の改正

協会は、IESBA 倫理規程の改訂も参考に、令和 4 年 7 月に倫理規則を改正した。主な個別規定の新設・変更として、報酬及び非保証業務に関する事項が挙げられる。

報酬については、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体（以下「PIE」という。）である場合、監査事務所等による報酬関連情報（監査報酬、非監査報酬）の開示が求められることとなった。また、PIE に該当する監査業務の依頼人に対する報酬依存度が 2 年連続して 15%を超える、又は、超える可能性が高い場合のセーフガードとして、監査意見表明前のレビューが必須となり、報酬依存度に関する開示が新たに必要となったほか、PIE に該当する監査業務の依頼人に対する報酬依存度が 5 年連続して 15%を超えるか、超える可能性が高い状況が継続する場合、5 年目の監査意見表明後に監査人を辞任しなくならなくなった。

非保証業務については、監査業務の依頼人が PIE である場合、監査事務所又はネットワークファームは自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある非保証業務を提供してはならないと規定された。

倫理規則の改正を受け、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令も改正され、監査報告書の記載事項に、公認会計士又は監査法人（これらの者と同一のネットワークに属する者を含む。）が被監査会社（連結子会社及び非連結子会社を含む。）から受領する報酬に関する事項が追加された。

また、協会は、令和 6 年 7 月にも倫理規則を改正している。主な改正項目は、①上場事業体及び PIE の定義に関する規定、②業務チームの定義及びグループ監査業務に関する規定、及び③テクノロジーに関する規定（「守秘義務」を「秘密保持」に変更する規定を含む。）などであり、改正後の倫理規則は、令和 7 年 4 月 1 日から適用されている。

(3) 財務報告制度に係るその他の動向

① 四半期報告書制度の廃止による監査法人の業務への影響

四半期報告書制度は平成 18 年 6 月に法制化されたが、近年、経済社会情勢が大きく変化し、企業の情報開示の枠組みを見直す動きがみられるなか、企業開示において、中長期的な企業価値に関連する非財務情報の重要性が増大する一方、金商法に基づく四半期報告書については、取引所規則に基づく四半期決算短信と重複がみられ、コスト削減や効率化の観点から見直すべきとの指摘が出ていた。これを踏まえ、令和 5 年 11 月 20 日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立し、四半期報告書制度が廃止され、有価証券報告書提出会社に対し、一律に半期報告書の提出が求められることとなった。

これに伴い、東京証券取引所は、有識者による実務検討会を踏まえて、令和 5 年 11 月、会計監査人による第 1・第 3 四半期のレビューは、以下の場合にのみ義務とする「四半期開示の見直しに関する実務の指針」を取りまとめ、令和 6 年 3 月、有価証券上場規程等を改正している。

ア 直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信（レビューを行う場合）において、無限定適正意見（結論）以外の場合

イ 直近の内部統制監査報告書において、無限定適正意見以外の場合

ウ 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合

エ 直近の有価証券報告書・半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合

オ 当期の半期報告書の訂正を行う場合であって、訂正後の財務諸表に対してレビュー報告書が添付される場合

※ア・ウについては、直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信（レビューを行う場合）・内部統制報告書の訂正を行う場合で、要件に該当する場合も対象

※エ・オについては、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合を除く

さらに、企業会計審議会は、令和 6 年 3 月、「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」の公表を行った。今回の改訂では、改正後の金商法における中間財務諸表に対するレビューに加えて、一本化後の四半期決算短信におけるレビューも含め、年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行う期中レビューの全てに共通するものとして、四半期レビュー基準を期中レビュー基準に名称変更するとともに、これまでの適正性に関する結論の表明の形式に加えて、準拠性に関する結論の表明の形式等を導入することとした。

適正性に関する結論と準拠性に関する結論との異同については、令和 5 年 12 月 14 日に開催された第 55 回企業会計審議会監査部会の事務局資料において記載されている。

「適正性に関する結論」と「準拠性に関する結論」のいずれの場合も、経営者が採用した会計方針が企業会計の基準に準拠し、それが継続的に適用されているかどうか、その会計方針の選択や適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかに加え、期中財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかの評価をしなくてはならない。

さらに、「適正性に関する結論」の場合は、期中財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって財務諸表が全体として適切に表示されているか否かについての一步離れて行う評価が含まれる。

協会は、期中財務諸表に対するレビューの実務指針や理解が必要な事項について、以下を公表している。

- ・ 期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」：既存の四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」の改正版。金商法に基づく中間財務諸表のレビューに対応。
- ・ 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」：年度の監査人が実施する金商法に基づく期中レビュー以外の期中レビューに対応
- ・ 保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」の改正：年度の監査人以外の監査人が実施する金商法に基づく期中レビュー以外の期中レビューに対応
- ・ 期中レビュー基準報告書第2号実務ガイダンス第1号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関する Q&A（実務ガイダンス）」
- ・ 期中レビュー基準報告書第1号及び第2号の改正（令和7年3月実施）：特定の事業体の財務諸表監査に特有の独立性に関する規定が適用される点の明確化等
- ・ 期中レビュー基準報告書第2号実務ガイダンス第1号の改正（令和7年3月実施）：期中レビュー報告書の欄外記載に関する Q & A の追加

大手監査法人に対する報告徴収によれば、令和6年6月30日に終了する第1四半期の決算短信を公表する被監査会社（合計 1,481 社）のうち、324 社（21.8%）に対して任意レビューを実施したとしている。任意レビューを実施しない場合でも、年度監査等の一環としての手続を実施することが多く、任意レビューを実施した場合に比べて、業務量や報酬等に顕著な差異はないとしている。

準大手監査法人に対する報告徴収によれば、令和6年6月30日に終了する第1四半期又は第3四半期の決算短信を公表する被監査会社（合計 618 社）のうち、176 社（28.4%）に対して任意レビューを実施済み、あるいは、実施する予定であるとしている。任意レビューを実施しない場合でも、大手監査法人と同様、年度監査等の一環としての手続を実施することが多いとしているものの、業務量や報酬等がわずかに減少したとする法人もある。

中小規模監査事務所に対する報告徴収（52 法人）によれば、令和6年6月30日に終了する第1四半期又は第3四半期の決算短信を公表する被監査会社（合計 374 社）のうち、96 社（25.6%）に対して任意レビューを実施済み、あるいは、実施する予定であるとしている。任意レビューを実施しない場合、大手監査法人や準大手監査法人と同様に、年度監査等の一環としての手続を実施することが多いとしているものの、115 社（30.7%）に

対して手続等を実施しないとしており、業務量や報酬等が 10%以上減少したとするところもある。

また、これらの報告徴収によれば、四半期報告書制度の廃止による実務への影響等として、以下のようなものがあるとしている。

- ・ 任意レビューを実施しない場合でも、被監査会社から決算短信の数値等のチェックを求められることがあり、被監査会社からの依頼を簡易な検討として受け入れる法人、任意レビュー契約を新規に締結することで、被監査会社の依頼を受け入れる法人、又は、被監査会社の依頼を断る法人がある。
- ・ 監査人の関与が四半期から半期になる場合には、被監査会社とのコミュニケーションの適時性が損なわれたり、希薄化したりすることが懸念されるとする法人がある。また、企業環境の理解が遅れることに加え、半期と期末に業務が集中することが懸念されるとする法人がある。
- ・ 任意レビュー契約を締結していない会社の優先順位を劣後させたことにより、法人内における監査実施者の配置や業務日程の確保に余裕が生まれたとする法人がある。
- ・ 決算短信の訂正が発生しやすくなる可能性や、不正の兆候の発見が遅れる可能性があり、結果的に、年度監査等で追加的な対応が求められることが懸念されるとする法人がある。

審査会は、引き続き、四半期報告書制度の廃止による監査業務への影響等を確認することとしている。

② 有価証券報告書の株主総会前の提出

令和 7 年 3 月、金融担当大臣は、全上場会社に対し、「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」との表題の要請文を発出し、有価証券報告書の提出は、株主総会の 3 週間以上前が最も望ましいことを示しつつ、企業の実務負担も考慮し、取組の第一歩として、今年から、まずは株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請した。金融庁としては、企業負担の軽減を図りつつ、令和 7 年 3 月期以降の有価証券報告書の提出状況を把握し、有価証券報告書レビューにおいて調査を行うなどの対応を検討するとした。

有価証券報告書レビューは、有価証券報告書の記載内容の適正性を確保するとともに、記載内容の充実化の促進のための審査の枠組みであり、従来から、金融庁と財務局等が連携して実施している。有価証券報告書レビューは、法令改正等関係審査、重点テーマ審査及び情報等活用審査の三つを柱としており、今回、「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」は、法令改正等関係審査調査票の回答を勘案し、重点テーマ審査において深度ある調査を行う予定としている。なお、法令改正等関係審査とは、法令改正事項等について行うものであり、全ての有価証券報告書提出会社が対象となる。また、重点テーマ審査は、特定のテーマに着目し、審査対象を選定した上で、より深度ある審査を行うものであり、審査対象となる会社には、所管の財務局等から個別の質問票を送付している。今回は、法令改正等

関係審査調査票において、五つの選択肢から回答されることを想定しており、i「有価証券報告書の株主総会前の提出について再来年度以降（令和9年3月31日以降に終了する事業年度）から実施する予定である。」、ii「有価証券報告書の株主総会前の提出について当面実施する予定はない。」又はiii「その他」の選択肢の中から回答した有価証券報告書提出会社は、法令改正等関係審査調査票において追加で理由等を回答してもらう予定である。

金融庁は、令和7年6月に開催した「第3回有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」の資料において、令和7年3月期決算の上場国内会社（2,262社）のうち、有価証券報告書を株主総会前に開示する予定の上場国内会社は1,241社であり、全体の54.9%となったとしている。

大手監査法人は、有価証券報告書の株主総会前の提出による監査業務への影響等について、以下のとおりとしている。

- ・ 有価証券報告書の監査期間の短縮化が求められる可能性があり、前倒しできる監査手続の見極めや、新規の開示、トピック等の事前協議・解決を今まで以上に進めていく必要
- ・ 被監査会社が、株主総会日や有価証券報告書の作成スケジュールについて全体感を持って検討し、監査人と合意の上で、監査人との協力体制を構築することが必要
- ・ 監査報告書の提出時期について前倒しの要請を多くから受けており、監査リソースの確保や監査スケジュールの見直し、被監査会社における作業の早期化の確認に課題
- ・ 株主総会の前日ないし数日前の提出であれば、法人の運営に特段の大きな影響はないと想定
- ・ 監査スケジュールの前倒し対応、特に、数日間の株主総会前提出にとどまらない場合には、法令等により改正された事項などを中心に、事前の打合せ、数字以外の部分を作成した開示スケルトン案（定性情報のみを記載し、定量情報を空欄とした開示ドラフト）の事前チェックなどの対応が必要。開示内容が総会以降に提出するケースと変わることへの対応、特に、「経理の状況」以外の記載内容のチェックなどの対応が必要

審査会は、有価証券報告書の株主総会前の提出による監査業務への影響等について、引き続き、確認していくこととしている。

■新リース会計基準の導入■

リース取引とは、企業が特定の資産（建物、機械、車両など）を一定期間借り受けて使用する取引のことであり、リース会社が当該資産を所有し、企業（以下「借手」という。）は、その対価としてリース料を支払うことで、当該資産を使用する権利を得るものである。

リース取引に関する我が国の会計基準については、平成 19 年に企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、これらを合わせて「旧リース会計基準」という。）が公表され、当時の国際的な会計基準と整合的なものとなっていた。旧リース会計基準では、リース取引をファイナンス・リース取引（リース会社が借手の代わりに資産を購入し、借手に貸す取引であり、リース期間中の解約は認められず、資産の取得額及び諸経費のほぼ全額をリース料として支払うもの）とオペレーティング・リース取引（通常の賃貸借取引に近い性質を持つもの）に分類し、ファイナンス・リース取引についてのみ、資産及び負債を貸借対照表に計上することとしていた。

しかし、国際会計基準審議会（IASB）は、平成 28 年 1 月に IFRS 第 16 号「リース」を公表し、借手の全てのリース取引を資産及び負債として貸借対照表に計上させることとした。これにより、我が国の会計基準とは、特に負債の認識において違いが生じることとなり、国際的な比較において議論となる可能性があったことから、企業会計基準委員会（ASBJ）は、借手の全てのリース取引について、資産及び負債を貸借対照表に計上する会計基準の開発に着手することとし、平成 31 年 3 月以降、検討を重ねてきた。

ASBJ は、令和 6 年 9 月に、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、これらを合わせて「新リース会計基準」という。）を公表した。これにより、リース（新リース会計基準により、「リース取引」から変更）を使った資産と負債は、原則全て貸借対照表に計上することが求められた。上場企業等の金商法開示対象会社とその子会社及び関連会社、さらに会社法上の大会社が、新リース会計基準の適用対象企業となり、令和 9 年 4 月以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からその適用が開始する（早期適用として、令和 7 年 4 月以後開始する会計年度及び事業年度の期首からの適用も可能）。

新リース会計基準では、リースの定義や識別方法が見直されており、①資産を特定できるか、②その資産で利益を得る立場にあるか、③資産の利用を「指図」する権利があるかという三つの観点から、リースかどうかを識別する。このため、適用対象企業においては、契約書の収集から始まり、個々の契約書に目を通して、リースかどうかを判断しなければならず、監査への対応として、リースかどうかを判断した記録を作成する必要がある。このため、新リース会計基準の適用対象取引の把握や、新リース会計基準に準拠した適切な会計処理を行うため、会計システムの導入や業務プロセスの変更が適用対象企業に求められることとなる。特に、適用対象取引の識別において、適用対象企業の作業負担が大きくなるが、適用対象取引かどうかの判定に利用できる生成 AI ツールの開発等、適用対象企業側の作業負担の削減に取り組んでいる監査法人が見られる。

なお、新リース会計基準の適用開始に向けて、適用対象企業において、迅速かつ着実な準備が求められるとともに、監査法人側でも、監査対象となる契約の範囲拡大や会計処理の複雑化による監査工数の増大への対応、監査人としての専門性強化等が求められる。

3. サステナビリティの開示及び保証の動向

(1) サステナビリティ情報の開示に係る動向

近年、企業経営や投資家の投資判断において、サステナビリティ情報を重視する動きは継続しており、中長期的な企業価値に関連する非財務情報の重要性が増している。非財務情報は、企業経営や投資判断に貢献するだけでなく、気候、自然、人権等に関する社会の課題を解決し、疎外される人々を無くすような取組を積極的に行う企業に資本を向かわせ、このような取組を金融システムの面から社会に定着させることも期待されている。

サステナビリティ情報の開示は、従来、統合報告書等での任意開示が主流となっていたが、具体的な開示内容を規定する開示基準の検討が国内外で進んでいる。

国際的には、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が、S1基準（IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」）及びS2基準（同2号「気候関連開示」）を令和5年6月に最終化し、令和6年1月以降開始する事業年度からの適用が開始された。各国においては、ISSBが公表した基準に相当する自国の基準を開発しているところが多いものの、直接適用を開始又は予定しているところもある。

日本においては、令和5年3月31日以後終了する事業年度の有価証券報告書において、サステナビリティ情報の開示を開始した。さらに、具体的な基準に準拠した開示を可能とするため、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、令和7年3月5日にサステナビリティ情報に係る開示基準を最終化し公表した。当該開示基準は、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）、サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」及び同2号「気候関連開示基準」の三つの基準で構成されており、内容の多くはISSBの基準との整合性が図られている。例えば、適用基準は、ISSBのS1基準のうち、報告期間や報告のタイミングなど、基本的な事項を定めた部分を記載している。また、一般開示基準及び気候関連開示基準は、それぞれISSBのS1基準及びS2基準のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（コア・コンテンツ）を記載しており、気候関連開示基準は気候関連のリスク及び機会の開示を、一般開示基準はそれ以外のリスクと機会の開示を対象としている。

日本におけるサステナビリティ開示基準や保証制度の導入に向け、令和6年3月より、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）から始めることを見据えて、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「サステナWG」という。）において議論がなされている。具体的には、適用対象範囲や適用開始時期と経過措置、虚偽記載等に対する責任とセーフハーバーの取扱い、といった点についての検討が行われている。

国外においても、サステナビリティ情報の開示は新設・拡充されているものの、規制の負担感や政権交代の影響により、一部では規制の軽減の動き等もみられている。例えば、米国では、令和6年3月、米国証券取引委員会（SEC）が国内外の全てのSEC登録企業を対象に、気候

関連開示を義務化する最終規則を公表し、令和 8 年以降、企業規模に応じて段階的に適用することとした。しかし、その後、当該規則に異議を唱える訴訟が相次ぎ、SEC は、令和 6 年 4 月に司法判断が確定するまで当該規則の執行停止を決定している²。一方、米国の州レベルでは、気候変動関連の開示を一定の基準を満たす企業に求める動きがみられる。

また、EU では、令和 5 年 1 月に発効した CSRD（企業サステナビリティ報告指令）によりサステナビリティ報告書の開示と保証が求められている。適用時期は、上場・非上場、会社の規模に応じて段階的に設定されており、まず令和 6 会計年度から、従業員が 500 人超の上場企業等である欧州域内の「大会社」³に対して適用が開始された。その後、令和 7 年 2 月、欧州委員会は、EU 企業の報告等に係る企業負担の軽減と EU 企業の競争力の促進を目的として、サステナビリティ関連規制の簡素化を図る二つの法案（いわゆる「オムニバス法案」）を公表した。当該法案では、報告に係る義務の適用が開始していない企業に対する適用時期の 2 年間の延期⁴と、適用対象企業の閾値変更による対象範囲の縮小に加え、保証に関しても将来的な合理的保証への移行は行わないなどの企業への負担軽減策が提案された⁵

（2）サステナビリティ情報の保証に関する動向

① サステナビリティ情報の保証に関する検討

サステナビリティ情報の開示に基準を設け、各企業の開示に一定の統一性を担保するとともに、第三者が保証を付与することにより、情報の信頼性を高めることも投資家その他のステークホルダーにとって有用である。近年は、持続可能な社会への関心の高まりを背景として、ESG 投資等、サステナビリティを謳ったファイナンスが増加する一方で、グリーンウォッシングのような、ステークホルダーのミスリードを起こしかねない情報発信にも社会は注目している。

こうした中、第三者による保証の品質を確保するため、令和 6 年 11 月に IAASB が公表した ISSA5000 では、職業会計士以外も含めた全ての保証業務提供者への適用が可能となっており、保証を行う業務チームの構成員及び審査担当者は、保証業務に関する IESBA の規定又は少なくともそれと同等以上の要求事項の適用対象になっていること、業務実施者は、ISQM 1 又は少なくともそれと同等以上の要求事項の適用対象になっている会計事務所等の構成員であることを前提としている。また、当該基準では、業務契約の新規の締結及び更新から保証報告書の作成に至るプロセスの構成要素ごとに、要求事項及び適用指針を定めている。

なお、IESBA は令和 6 年 12 月、「サステナビリティ保証業務に関する国際倫理基準（国際独立性基準を含む。）並びにサステナビリティ報告及び保証業務に関する IESBA 倫理規

² その後、令和 7 年 3 月に、SEC は訴訟において当該規則に係る抗弁を取りやめたと公表している。

³ 次の三要件のうち、二つ以上を満たす企業を「大会社」として適用対象としている。（1）純資産残高 2,500 万ユーロ超、（2）純売上高 5,000 万ユーロ超、（3）従業員数 250 人超

⁴ 令和 6 会計年度から適用が開始された従業員が 500 人超の上場企業等である「大会社」（オムニバス法案では Wave 1 と呼ばれる。）以外の大会社（Wave 2）は令和 9 会計年度に、零細企業を除く上場中小企業等（Wave 3）は令和 10 会計年度に、適用開始時期がそれぞれ延期される予定。

⁵ オムニバス法案における提案のうち、適用時期の延期は令和 7 年 4 月に欧州議会及び欧州理事会で承認され、発効済となっている。

程の改訂」及び「外部の専門家の作業の利用に関する IESBA 倫理規程の改訂」を最終化した。詳細については、「2. 会計監査に関する最近の動向 (1) 国際的な監査基準や保証基準、倫理基準の動向」(128 ページ) を参照のこと。

国内では、サステナ WG 及びサステナ WG に設置した「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」(以下「専門グループ」という。)において、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に係る保証制度導入に向けた議論が進められている。サステナ WG においては、サステナビリティ保証の範囲・水準や、保証業務の担い手といった大きな方向性についての検討を行っている。専門グループでは、保証業務の担い手の登録要件、義務責任、保証業務に関する保証基準等、サステナビリティ情報の保証業務実施者に求められる具体的な規律のあり方について、より詳細な議論が進められている。専門グループでの議論の結果は、サステナ WG に報告されることとなっており、第 6 回サステナ WG (令和 7 年 6 月開催) において、議論の途中経過の報告がなされている。

なお、国際的な動向についてみると、欧州では、令和 6 年会計年度から CSRD に基づく報告を開始した「大会社」には、開示の適用開始と同時に限定的保証が導入されている。また、上記 (1) で前述したオムニバス法案により、CSRD 上の「大会社」以外の対象企業への適用時期が 2 年間延期された⁶ ことに加え、限定的保証を継続し、将来の合理的保証への移行を行わないことが提案されている。一方、米国では、SEC による気候関連開示を義務化する規則の中で、サステナビリティ情報の保証について、限定的保証から合理的保証に移行する規定もあるが、当該規則は、令和 6 年 4 月に執行が停止されている⁷。

② 監査法人における対応状況

サステナビリティ情報の保証について、投資家からは、サステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声がある中、会計監査において保証の経験を積んでいる監査法人の対応は、以下のとおりである。

大手監査法人は、監査法人自体あるいはグループ法人がサステナビリティ情報に関するアドバイザリー業務を行っているほか、サステナビリティ情報審査協会⁸の認定審査機関としてサステナビリティ情報の任意の保証業務を行っている。また、サステナビリティ情報に係る保証業務の推進に向けた部署を設置し、監査関係部門と非財務情報に関する専門家の業務の連携を促進するとともに、監査部門の職員をサステナビリティ情報の保証に関わらせることにより実務経験を積ませている。さらに、グローバルネットワークと連携して保証業務の手続きの体系を開発するとともに、品質管理のための規程を策定し、審査その他の品質管理体制を整備している。グローバルネットワークでは令和 6 年 11 月に最終化された ISSA5000 を踏まえた保証業務の

⁶ EU 域内に所在する子会社、支店の外国親会社等、EU 域外企業については、限定的保証の開始時期が延期されておらず、令和 10 年度からの導入が予定されている。

⁷ その後の動きは脚注 32 と同様。

⁸ 一般社団法人サステナビリティ情報審査協会。環境報告書等の審査の信頼性等を確保し、効率的、有効な審査を実現することで環境報告書等の信頼性向上に寄与することを目的として、平成 17 年に設立された日本環境情報審査協会を前身とする。協会の認定審査機関は 6 機関。

手続きの見直しも進められており、グローバルネットワークから情報共有を受けている法人もみられる。また、保証業務の効率化・標準化のためにグローバルネットワークで開発されたツールの利用を開始した法人もみられる。大手監査法人によるサステナビリティ保証業務の人材育成も、国内では相対的に充実しており、学習・実務を通じた体系的な研修プログラムを整備し、監査実施者に対して必須研修としているところもある。中には、サステナビリティ開示・保証認定者制度を設ける法人もみられる。

準大手監査法人は、プロジェクト・チームを設定して情報収集や法人内の研修を行っている例が多いほか、サステナビリティ情報に係る保証業務の推進に向けた部署を設置した事例もみられる。人的リソースの拡充として、多くの法人において、サステナビリティ情報審査協会の審査人資格の登録及び登録のための支援を行っている。国外の動向に係る情報収集や研修コンテンツの提供等を通じたグローバルネットワークとの連携も活発に行われているが、一部ではグローバルネットワークからのサポートはないとする法人もある。また、法人によっては、グループ法人であるアドバイザー会社にサステナビリティ情報等の開示支援業務や任意保証業務を提供させており、実務を通じた国内グループ内でのノウハウの蓄積もみられている一方、保証業務を実施するための体制やマニュアル・ガイダンスなどは、今後整備していく方向である。

中小監査法人については、今事務年度に報告徴収を実施した中小規模監査事務所（全て中小監査法人で 52 法人）に対し、非財務情報に係る保証業務への取組状況を徴収した。

「非財務情報に係る保証業務に関心があり、情報を収集するなど法人内で具体的な検討を行っている。」と回答したほとんどの法人では、協会やグローバルネットワーク主催の研修等を通じて情報収集をしているとしていたほか、サステナビリティ情報の保証業務に係る検討を行う組織体を設置した例や、協会やグローバルネットワークの研修に参加したり、協会の中小事務所サステナビリティ情報等対応支援専門委員会等の活動に参画する事例がみられている。

また、「非財務情報に係る保証業務に関心はあるが、具体的な検討は行っていない」、あるいは「非財務情報に係る保証業務に関心がない、又は（相談があった場合でも）対応するつもりはない」と回答した法人が、全体の 85%を占めた。その理由として、52 法人中の 27%が経営資源の不足を付記していたほか、第三者による保証が義務化される監査先がないため、具体的な検討を開始していないとした法人も全体の 15%を占めた。

■各国の政治動向が企業会計や監査業界に与える影響■

近年、世界の多くの国で選挙が行われ、その結果、保守的・保護主義的な政策を掲げる政権が樹立されるケースが多くなっている。このような政治動向は、企業会計や監査業界にも一定の影響を与えている。

例えば、令和6年6月、欧州連合（EU）の立法機関である欧州議会の選挙が終了し、フランスやドイツで自国第一主義を掲げる政党が議席数を増やすなど、欧州議会でも極右会派が議席数を伸ばす結果となった。これは、EU各国、特に、フランスやドイツの経済が低迷していたことを背景としており、自国企業を含むEU自体の成長力・競争力を促進させる保護主義的な政策が支持されやすくなっていたことと無関係ではない。このような状況から、欧州議会の監視を受ける欧州委員会は、企業負担の軽減等を目的として、令和7年2月にサステナビリティ関連規制の簡素化を図るオムニバス法案を公表しており、EU域内に拠点を置く日本企業においては、サステナビリティ情報の開示に係る対応等の再検討が必要となり、監査法人においても、サステナビリティ情報の保証に関する業務計画を見直すこととなった。

また、令和6年11月、米国では、大統領選挙と連邦議会選挙が実施され、共和党は、大統領ポストを獲得したほか、上下両院の連邦議会でも過半数の議席を確保した。共和党は、反リベラルで保守的な政策を掲げ、自国第一主義など保護主義的な政策を主張していたこともあり、不法に入国してきた移民が、労働機会を奪っているのではないかという不満や、物価の上昇が続いていることへの不満を抱える国民の一定の支持を集めた。令和7年1月の新大統領の就任直後、米国政府機関におけるDEI（Diversity（多様性）、Equity（公平性）、Inclusion（包括性））プログラムの排除を目的として、「違法な差別の根絶と実力主義の機会の回復」と題する大統領令が発令された。4大グローバルネットワークの米国人のいくつかは、米国政府機関に対し多くのコンサルティング業務を提供していた関係からか、この大統領令に反応する形で、法人内のDEIプログラムを廃止した。4大グローバルネットワークにとっては、公認会計士等の監査の担い手不足を解消すること（例えば、あらゆるマイノリティに門戸を開放して昇給・昇格の機会も平等に与え、組織の一員として差別なく受け入れていることを広報すれば、公認会計士志願者の増加につながる。）を目的の一つとして、DEIプログラムを推進してきた経緯があり、これに逆行する動きとなった。

さらに、米国では、新政権による保護主義的な政策運営が強まり、令和7年2月、中国への追加関税が発効したことを皮切りに、同年4月、相互関税の導入が発表され、全ての国からの輸入品に10%の追加関税が適用されるとともに、貿易赤字額が大きい国・地域に対し関税が更に上乗せされる方針が示された。これにより、同年6月末時点では落ち着きを取り戻しているものの、為替相場や米国金利の大幅な変動を招くなど、経済環境の不確実性・不透明性を高めることとなり、日本企業の事業運営にも大きな影響を与えることとなった。このような状況を受け、大手監査法人では、グローバルネットワークと連携を図るなどして、会計・監査上の留意事項に関する資料等を法人内に周知している。具体的には、被監査会社の事業計画等への影響を踏まえたリスク評価の見直し、会計上の見積り（のれんや固定資産の減損）の検討等において、必要な監査上の対応が示されている。

くわえて、米国下院議会は、令和7年5月、所得税減税の恒久化やチップや時間外勤務所得への免税措置の導入、国境警備や移民対策への拠出増などを目的とする、通称「One Big Beautiful Bill Act」と呼ばれる予算調整法案を可決した。この法案には、公開会社会計監督委員会（PCAOB）の職務と権限を、法案制定から1年以内に証券取引委員会（SEC）に委ねるという条項が盛り込まれており、PCAOBの廃止を求めている。同年6月末時点では、米国上院議会で審議中であるものの、この法案が可決された場合には、監査法人の監督・検査、監査業務に係る基準等の策定機能について、SECが品質を低下させることなく再現できるかが課題となり、欧州の一部の監査監督当局では、この点について懸念を示している。PCAOBの検査対象となる企業の監査業務等を実施している大手監査法人では、PCAOBが公表した新しい品質管理基準「QC1000」への対応準備を進めてきたところであり、米国上院議会での審議動向⁹を注視しているとしている。

審査会は、監査事務所に対するモニタリングを通じて、各国の政治動向が企業会計や監査業界に与える影響等を確認していくこととしている。

⁹ 令和7年6月末時点では、PCAOBの廃止等を求める条項は、国家予算に係る法案に影響を及ぼす施策に限定されるという米国上院議会規則の要件を満たしていない（PCAOBは公開会社の資金で運営されており、国家予算削減に貢献しない上、SECはPCAOBを統合できる予算を持たない。）ことから、予算調整法案から切り離され、再検討される方向性が示されている。